(下線部は変更部分)

改正後(R7.12.1~)

岩手県農業農村整備事業関係 週休2日工事実施要領

(目的)

第1 【略】

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

作業日数内において以下に定める現場閉所を行うことをいう。

ア 週単位の週休2日

作業日数内の全ての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。細目は、以下(ア)、(イ)に定めるところによる。

(ア) 完全週休2日(土日祝)

作業日数内の全ての週において、現場関所を土日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する祝日に指定し、同一週にそれらに相当する日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただ し、事前の協議等により、災害対応や地元調整等から土日祝の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が 極端に少なくなる場合など、受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝に代わる現場 閉所日を同一週に指定するものとする。

受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日祝に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日祝に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間にそれらに相当する日数以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間、祝日からその翌日に跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日(土日祝)を達成しているとみなす。

(イ) 完全週休2日(土日)

作業日数内の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、事前の協議等により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。

受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日(土日)を達成しているとみなす。

イ 月単位の週休2日

「削る]

作業日数内の全ての月毎に現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。 ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。 [(3)に移記]

ウ 通期の週休2日

「削る

作業日数内の現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。

- (2) 【略】
- (3) 現場閉所

現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して作業を一切行わないことをいう。ただし、現場安全点検(巡視)作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。<u>なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、</u>現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 作業日数

実工期から以下の日数を除いた日数をいう。

改正前 (R6.10.1~)

岩手県農業農村整備事業関係 週休2日工事実施要領

(目的)

第1【略】

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

作業日数内において以下に定める現場閉所を行うことをいう。

<u>ア</u> 完全週休2日(土日祝)

作業日数内において土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を 現場閉所すること。

イ 完全週休2日(土日)

作業日数内の各週において土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)の現場閉所を行うもの。なお、受注者自らが土日以外(祝日など)にも現場閉所することは可能とする。

また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。

ウ 月単位の週休2日

作業日数内において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

月単位の4週8休とは、作業日数内の全ての月毎に現場閉所率が、28.5%(8日/28日)の水準の状態をいう。 ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所 を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

<u>エ</u> 通期の週休2日相当

作業日数内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 通期の4週8休とは、作業日数内の現場閉所率が28.5%(8日/28日)の水準の状態をいう。

[4週7休及び4週6休は廃止]

- (2) 【略】
- (3) 現場閉所

現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して作業を一切行わないことをいう。ただし、現場安全点検(巡視) 作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

(4) 作業日数

実工期から以下の日数を除いた日数をいう。

- ア 準備及び後片付け期間
- イ 年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から1月3日までの6日間
- ウ 8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間
- エ 工場製作のみを実施している期間
- オ 工事全体を一時中止している期間
- カ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間 等

[第4の第4項及び第5項並びに第10の第4項及び第5項に移記]

(5) 【略】

(6) 週休2日交替制

ア 週単位の週休2日交替制

作業日数内の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。細目は、以下(ア)、(イ)に定めるところによる。

(ア) 完全週休2日交替制(土日祝)

作業日数内の全ての週において、技術者及び技能労働者の休日数が、その週に含まれる土日祝に相当する日数 以上の休日を確保した状態をいう。

(イ) 完全週休2日交替制(土日)

作業日数内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(以下「休日率」 という。)が、28.5%(2日/7日)以上の水準の状態をいう。

イ 月単位の週休2日交替制

作業日数内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5% (8日/28日)以上の 水準の状態をいう。

ウ 通期の週休2日交替制

作業日数内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5% (8日/28 日)以上の水準の状態を いう。

【第 I 編】現場閉所による週休2日

(対象工事)

第3【略】

(実施手続)

- 第4 発注者は、全ての工事を対象に、発注者指定型により発注することを原則とし、入札公告の際、特記仕様書(別紙 1 記載例参照)に週休2日工事の対象であることを明示するものとする。 なお、発注者が週休2日工事に適さないと 判断した工事は除く。
 - (1) 発注者指定型

発注者が、週休2日工事に取り組むことを指定する方式

受注者は、週単位又は月単位の週休2日の取り組みについて工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議する(通期の週休2日は必須)

[受注者希望型は廃止]

- 2 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、週休2日の取組を工事打合せ簿で監督職員に報告するものとし、その取扱いは以下のとおりとする。
- (1) 【略】
- (2) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、<u>毎月の工事履行報告書提出時において、実施工程表に休日取得状況</u>(現場閉所実績)を記入し、発注者の確認を受ける。また、実施工程表で定めた休日においては、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日とする。

[(3)削除]

- (3) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。[削る]
- (4) 休工日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合、現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合は、現場閉所日として取り扱う

- ア 準備及び後片付け期間
- イ 年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から1月3日までの6日間
- ウ 8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間
- エ 工場製作のみを実施している期間
- オ 工事全体を一時中止している期間
- カ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間 笠

受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休 2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。 ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

<u>やむを得ず現場関所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場関所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。</u>

(5) 【略】

(対象工事)

第3 【略】

実施手続)

- 第4 発注者は、全ての工事を対象に、発注者指定型により発注することを原則と<u>するが、現場条件等からこれにより難い場合は受注者希望型で発注することができることと</u>し、入札公告の際、特記仕様書(別紙1記載例参照)に週休2日工事の対象であることを明示するものとする。
 - (1) 発注者指定型

発注者が、週休2日工事に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休2日工事に取り組むことを協議したうえで実施する方式

- 2 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、週休2日の取組を工事打合せ簿で監督職員に報告するものとし、その取扱いは以下のとおりとする。
- (1) 【略】
- (2) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
- (3) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工日とした場合は、当該作業予定日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。 なお、振替作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日(土日祝)の達成とはならないものとなる。
- (4) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。<u>なお、作業日が土曜日及び日曜日並び</u>に祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日(土日祝)の達成とはならないものとなる。
- (5) 休工日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合、現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合は、現場閉所日として取り扱う

ことができる。

(5) 夜間作業など、出勤から作業終了まで曜日を跨ぐ場合、作業終了時間から 24 時間以上の現場閉所を確保できれば、現場閉所を開始した曜日を現場閉所日と取り扱うことができる。

3 【略】

- 4 工事契約後、週単位の週休2日の取組にあたって、受注者の責によらず土日祝又は土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝又は土日に代わる現場閉所日を指定するものとしている。ただし、災害対応等で土日祝又は土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。
- 5 やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。また、現場 閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、 休日確保に努めるものとする。
- 6 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

(発注者の取組内容)

- 第5 ウィークリースタンス等を徹底することにより、受注者の週休2日の取組に協力すること。
- 2 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組に支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるなど、工程調整等に配慮し、工程(工期)の変更等に柔軟に対応する。
- <u>3</u> 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示等を行ってはならない。
- 4 発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、 受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(週休2日の実施報告)

- 第6 受注者は、週休2日に取り組んだ結果について、工事完成届を提出する日の20日前(土日等含む)までに、以下の書類を監督職員に提出するものとする。
 - (1) 現場閉所日が記載された実績工程表
 - (2) 休日が確保されていることがわかる資料(下請企業を含む、作業日報や週報、出勤簿等のいずれか)

(工事成績評定における評価、達成証明)

- 第7 発注者は、週休2日を達成した場合は、<u>請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考</u> 査項目「9. 働き方改革特別加点」において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。
 - $(1) \sim (3)$ 【略】
 - (4) 明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、2点の減点評価 [部分削除]

[(5)は受注者希望型の廃止に伴い削除]

2 発注者は、週休2日の達成が確認できた場合、完成検査終了後に現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書(別 紙2参照)を主任技術者(又は監理技術者) 1名に発行するものとする。

(工事費の積質

- 第8 当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第3項で定める<u>月単位の</u>補正係数を乗じるものとする。また、 市場単価方式・土木工事標準単価における補正については、第4項で定める補正係数を乗じるものとする。
- 2 現場閉所の達成状況を第6の規定に基づく週休2日実施報告により確認後、週単位の週休2日を達成したものについては、週単位の週休2日の補正係数に変更し、また、月単位の週休2日が未達成のものについては補正係数を除した変更を行うものとし、契約書別記の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。
- 3 補正係数

	週単位の週休2日 (現場閉所 1週間に 2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率28.5% (8日/28日以上))
労務費	1.02	1.02
機械経費(賃料)[廃止]	=	Ξ
共通仮設費 (率分)	<u>1.05</u>	<u>1.04</u>

ことができる。

3 【略】

(発注者の責務)

- 第5 発注者は、債務及び繰越等の活用による工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、週休2日の実現に当たり適切な工期設定を行うよう努めるものとする。
 - 2 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。

(週休2日の実施報告)

- 第6 受注者は、週休2日に取り組んだ結果について、工事完成届を提出する日の20日前(土日等含む)までに、以下の 書類を監督職員に提出するものとする。
 - (1) 現場閉所日が記載された実績工程表
 - (2) 作業日報や週報、出勤簿等休日が確保されていることがわかる資料

(工事成績評定における評価、達成証明)

- 第7 発注者は、週休2日を達成した場合は、<u>工事成績評定において次の各号の定めにより評価するものとする。なお、</u> 評価方法は、別途定める。
 - (1) ~ (3) 【略】
 - (4) <u>発注者指定型において、</u>明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、<u>請負工事施工成</u> <u>績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において</u> 2点の減点評価
 - (5) 受注者希望型において、週休2日を達成できなかった場合の工事成績は減点なし
- 2 発注者は、週休2日の達成が確認できた場合、完成検査終了後に現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書(別 紙2参照)を主任技術者(又は監理技術者)に発行するものとする。

(工事費の積算)

- 第8 <u>発注者指定型にあっては、</u>当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第3項で定める補正係数を乗じるものとする。また、市場単価方式・土木工事標準単価における補正については、第4項で定める補正係数を乗じるものとする。
 - ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、週休2日を達成できなかった場合は、全ての補正係 数分を減額して契約変更を行うものとする。
- 2 受注者希望型にあっては、精算変更時に第6に定める期日までに必要な書類の提出があり、週休2日の達成が確認できた場合には、それぞれの経費に第3項で定める補正係数を乗じるものとする。また、市場単価方式・土木工事標準単価における補正については、第4項で定める補正係数を乗じるものとする。

3 補正係数

	補正係数
労務費	<u>1. 02</u>
機械経費(賃料)	<u>1. 02</u>
共通仮設費 (率分)	1.02

現場管理費(率分)	<u>1.06</u>	1.05
-----------	-------------	------

4 市場単価方式・土木工事標準単価における補正係数 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	<u>週単位</u>	<u>月単位</u>
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.02	1.02
鉄筋工(ガス圧接)		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工	設置	1.02	1.02
(横断・転落防止柵)	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防護網)		1.01	1.01
η	設置	1.00	1.00
防護柵設置工(ガードパイプ)	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤 去• 移設	<u>1. 01</u>	<u>1. 01</u>
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
坦斯內腐物 成直上	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付枠工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設 置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	週単位	<u>月単位</u>
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	<u>1.01</u>	<u>1. 01</u>

現場管理費	(率分)	<u>1. 05</u>
-------	------	--------------

4 市場単価方式・土木工事標準単価における補正係数 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1. 02
鉄筋工 (ガス圧接)		<u>1. 02</u>
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工	設置	1. 02
(横断・転落防止柵)	撤去	1. 02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1. 01
防護柵設置工 (落石防護網)		1. 01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00
別護慚故眞工(カードハイノ)	撤去	1. 02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤 去・ 移設	1.02
学 应	設置	1.01
道路付属物設置工	撤去	1.02
法面工		1. 01
吹付枠工		1. 01
軟弱地盤処理工		1. 01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設 置工		1. 02
橋面防水工		1. 01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
区画線工		1. 02
排水構造物工		1. 02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02

	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01

[**(その他)** は第 15 に移記]

[(補則) は第16に移記]

【第Ⅱ編】交替制による週休2日

(対象工事)

第9 岩手県が発注する土地改良事業等請負工事積算基準及び土地改良事業等請負工事積算基準 (施設機械) を適用する 工事のうち、災害復旧など工期に制約等を受ける工事及び、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うこと が困難な工事を対象とする。

(実施手続)

- 第10 発注者は、受注者希望型により発注することを原則とし、入札公告の際、特記仕様書 (別紙1記載例参照) に週休 2日工事の対象であることを明示するものとする。
 - (1) 受注者希望型
 - 受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を報告した上で取り組む方式
 - 週休2日の取組を希望する受注者は、交替制による週単位又は月単位の週休2日の取り組みについて工事着手前 に選択し、選択結果について発注者と協議する(交替制による通期の週休2日は必須)
- <u>2</u> 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、週休2日の取組を工事打合せ簿で監督職員に報告するものとし、その 取扱いは以下のとおりとする。
- (1) 週休2日の取組の対象期間は、作業日数内とする。
- (2) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、毎月の工事履行報告書提出時において、実施工程表に休 日取得状況(休日率)を記入し、発注者の確認を受ける。
- (3) <u>災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業</u>する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。
- (4) <u>休工日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合、現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合は、休日として取り扱うことがで</u>きる。
- (5) 夜間作業など、出勤から作業終了まで曜日を跨ぐ場合、作業終了時間から 24 時間以上の休日を確保できれば、休 日を開始した曜日を休日と取り扱うことができる。
- 3 受注者は別紙3を参考に、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。(A 3 判程度)
- 4 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難 な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、 変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。
- 5 やむを得ず交替制による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。
- <u>6</u> 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

(発注者の取組内容)

- 第11 ウィークリースタンス等を徹底することにより、受注者の週休2日の取組に協力すること。
- 2 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組に支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるなど、工程調整等に配慮し、工程(工期)の変更等に柔軟に対応する。
- 3 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め休日における作業が生じるような指示等を行ってはならない。
- 4 発注者による休日取得状況の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、 受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(週休2日の実施報告)

- 第12 受注者は、週休2日に取り組んだ結果について、工事完成届を提出する日の20日前(土日等含む)までに、以下の 書類を監督職員に提出するものとする。
 - (1) 休日率が記載された実績工程表
 - (2) 技術者及び技能労働者の休日率の達成状況が確認できる既存資料等(下請企業を含む、出勤簿、工事日誌、休日 実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)

	人力	1.02
<u>鋼橋</u> 塗装工		1.01

(その他)

第9 発注者は、週休2日工事の取組について、予定及び実績を農村計画課技術指導担当に報告するものとする。

(補訓)

第10 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

(工事成績評定における評価、達成証明)

- 第13 発注者は、週休2日を達成した場合は、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考 査項目「9. 働き方改革特別加点」において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。
 - (1) 完全週休2日(土日祝)の達成 評定点合計に追加で2点加点評価
 - (2) 完全週休2日(土日)の達成 評定点合計に追加で1.5点加点評価
 - (3) 月単位の週休2日の達成 評定点合計に追加で1点加点評価
 - (4) 週休2日を達成できなかった場合の工事成績は減点なし
- 2 発注者は、休日率が 28.5%(8日/28日)以上の達成が確認できた場合、完成検査終了後に休日取得状況に応じた週休2日達成証明書(別紙2参照)を主任技術者(又は監理技術者)1名に発行するものとする。

(工事費の積算)

- 第14 当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第3項で定める交替制による月単位の補正係数を乗じるものとする。また、市場単価方式・土木工事標準単価における補正については、第4項で定める補正係数を乗じるものとする。
- 2 休日率の達成状況を第12の規定に基づく週休2日実施報告により確認後、週単位の週休2日交替制を達成したもの については、交替制による週単位の週休2日の補正係数に変更し、また、月単位の週休2日交替制が未達成のものに ついては補正係数を除した変更を行うものとし、契約書別記の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。
- 3 補正係数

	交替制による 週単位の週休2日 (休日率28.5% (2日/7日以上))	交替制による 月単位の週休2日 (休日率28.5% (8日/28日以上))
<u> </u>	1.02	1. 02
現場管理費(率分)	<u>1. 03</u>	1.02

4 市場単価方式・土木工事標準単価における補正係数

第1編第8第4項の規定による。

(その他)

第15 発注者は、週休2日工事の取組について、予定及び実績を農村計画課技術指導担当に報告するものとする。

(補則)

第16 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成30年7月13日付け農計第341号)

この要領は、平成30年7月13日から施行する。

附 則(令和元年5月7日付け農計第1号)

この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則(令和2年3月24日付け農計第753号)

この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、週休2日達成証明書の発行については、適用日以前に達成済みの工事にも適用する。

附 則(令和2年6月25日付け農計第279号)

この要領は、令和2年7月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則(令和3年9月29日付け農計第432号)

この要領は、令和3年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則(令和3年11月12日付け農計第513号)

この要領は、令和4年1月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則(令和4年8月31日付け農計第361号)

この要領は、令和4年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則(令和5年3月6日付け農計第769号)

この要領は、令和5年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、第9については、令和4年4月1日 以降完成した工事から適用する。

附 則(令和6年9月19日付け農計第378号)

この要領は、令和6年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則(令和7年11月6日付け農計第415号)

この要領は、令和7年12月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則 (平成30年7月13日付け農計第341号)

この要領は、平成30年7月13日から施行する。

附 則(令和元年5月7日付け農計第1号)

この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則(令和2年3月24日付け農計第753号)

この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、週休2日達成証明書の発行については、適用日以前に達成済みの工事にも適用する。

附 則(令和2年6月25日付け農計第279号)

この要領は、令和2年7月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則(令和3年9月29日付け農計第432号)

この要領は、令和3年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則 (令和3年11月12日付け農計第513号)

この要領は、令和4年1月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則(令和4年8月31日付け農計第361号)

この要領は、令和4年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則(令和5年3月6日付け農計第769号)

この要領は、令和5年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、第9については、令和4年4月1日 以降完成した工事から適用する。

附 則(令和6年9月19日付け農計第378号)

この要領は、令和6年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

別紙1 特記仕様書記載例

【発注者指定型(現場閉所による週休2日)】

(週休2日工事)

第〇条 本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事実施要領(以下「実施要領」という。) 【第 [編] 現場閉所による週休2日に定める、発注者が週休2日工事に取り組むことを指定する工事である。

- 2 本工事価格は、月単位の週休2日の達成を見込んで間接工事費等を補正している。
- 3 週休2日工事の取扱いは、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。 https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1065936.html
- 4 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議するものとする。

【受注者希望型】[削る]

別紙1 特記仕様書記載例

【発注者指定型】

(週休2日工事)

- 第〇条 本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事実施要領(以下「実施要領」という。)に定める発注者 が週休2日工事に取り組むことを指定する工事である。
- 2 「週休2日」とは、作業日数内において以下に定める現場閉所を行うことをいう。
- (1) 完全週休2日(土日祝)

作業日数内において土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を現場閉所すること。

(2) 完全週休2日(土日)

作業日数内の各週において土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で4週8休以上(現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)の現場閉所を行うもの。なお、受注者自らが土日以外(祝日など)にも現場閉所すること は可能とする。

また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働 日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるもの とする。

(3) 月単位の週休2日

作業日数内において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

月単位の4週8休とは、作業日数内の全ての月毎に現場閉所率が、28.5%(8日/28日)の水準の状態をいう。 ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉 所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 通期の週休2日相当

作業日数内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

通期の4週8休とは、作業日数内の現場閉所率が28.5%(8日/28日)の水準の状態をいう。

- 3 明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られない場合は、請負工事施工成績評定において減点評価を行うものとする。
- 4 本工事価格は、4週8休以上の達成を見込んで間接工事費等を補正している。<u>ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、4週8休未満となった場合は、全ての補正を減額して契約変更する。</u>
- <u>5</u> <u>その他、</u>週休2日工事の取扱いは、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。

https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1065936.html

【受注者希望型】

(週休2日工事)

- 第○条 本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事実施要領(以下「実施要領」という。)に定める受注者 の希望により週休2日に取り組むことができる工事である。
- 2 週休2日の取組の有無は、施工計画書の提出前に工事打合せ簿で監督職員に報告するものとする。 なお、週休2日に取り組むことを理由に工期の延長は行わない。
- 3 「週休2日」とは、作業日数内において以下に定める現場閉所を行うことをいう。
- (1) 完全週休2日(土日祝)

作業日数内において土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を現場閉所すること。

(2) 完全週休2日(土日)

作業日数内の各週において土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で4週8休以上(現場閉所率 28.5% (8日/28 日)以上)の現場閉所を行うもの。なお、受注者自らが土日以外(祝日など)にも現場閉所することは可能とする。

また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。

(3) 月単位の週休2日

作業日数内において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

月単位の4週8休とは、作業日数内の全ての月毎に現場閉所率が、28.5%(8日/28日)の水準の状態をいう。 ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉 所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 通期の週休2日相当

作業日数内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

【受注者希望型(交替制による週休2日)】

(週休2日工事)

- 第○条 本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事実施要領(以下「実施要領」という。) 【第Ⅱ編】交替制による週休2日に定める、受注者の希望に応じて週休2日工事に取り組む工事である。
- 2 本工事価格は、交替制による月単位の週休2日の達成を見込んで間接工事費等を補正している。
- 3 週休2日工事の取扱いは、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。 https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1065936.html
- 4 受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議するものとする。

別紙2

週休2日達成証明書

受注者	
主任(監理)技術者	
工事名	
工事請負金額	¥
<u>実施</u> 型式	週休2日工事・週休2日交替制工事(どちらかを削除)
週休2日達成状況 (該当するものに○)	完全週休2日(土日祝) 完全週休2日(土日) 月単位(4週8休) 通期(4週8休)
完成年月日	年 月 日

上記工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事実施要領に基づき、週休2日を達成したことを証明します。

年 月 日

○○広域振興局農政部 農村整備室長又は 印○○センター所長

別紙3 【略】

通期の4週8休とは、作業日数内の現場閉所率が28.5%(8日/28日)の水準の状態をいう。

- 4 週休2日を実施したことが認められる場合は、間接工事費等を補正し契約変更を行うものとする。
- 5 その他、週休2日工事の取扱いは、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。 https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1065936.html

別紙2

週休2日達成証明書

受注者	
主任(監理)技術者	
工事名	
工事請負金額	¥
<u>発注</u> 型式	発注者指定型・受注者希望型 (どちらかを削除)
週休2日達成状況 (該当するものに○)	完全週休2日(土日祝) 完全週休2日(土日) 月単位(4週8休) 通期(4週8休)
完成年月日	年 月 日

上記工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事実施要領に基づき、週休2日を達成したことを証明します。

年 月 日

○○広域振興局農政部 農村整備室長又は ○○センター所長

印

別紙3 【略】